

# 1章 はじめに

## 1.ビジョン策定の目的

熊本県では、昭和57年に水道整備計画の基本的な考え方を整理した「熊本県水道整備基本構想」（以下、基本構想と記します）を策定し、平成10年に改訂して現在に至っています。

基本構想は、水道普及率の拡大や広域的な水道施設の整備と維持管理体制の確立、安定・良質な水源の確保、水道料金の平準化、広域化による水道未普及地域の解消等を目標として掲げ、水道事業者の協力のもと、目標の実現に向けて取り組みを行ってまいりました。

その結果、一定の効果は得られましたが、基本構想は平成25年度に計画期間が満了となり、また前回（平成10年）の改訂から相当の年数が経過し、人口の減少や水需要の変化に伴う料金収入の減少、更新期を迎える水道施設の急増、職員数の減少に伴う技術継承の問題、震災や豪雨等大規模災害の頻発等の近年の水道を取り巻く様々な環境の変化に即応することが難しくなってきました。

そのため東日本大震災を教訓とした、より災害に強く持続可能な水道の実現や危機管理のあり方、人口減少社会に対応するためのアセットマネジメント活用の方法等、平成25年3月に国が策定した「新水道ビジョン」の内容を踏まえ、本県の水道のあるべき姿を示す「熊本県水道ビジョン」（以下「本ビジョン」と記します）として新たに基本構想を策定することといたしました。

表 1.1 に熊本県の水道整備基本構想に関する経緯を示します。

表 1.1 熊本県の水道整備基本構想に関する経緯

年月	内 容
S32.6	水道法制定（厚生省）
S52.6	水道法改正（広域的な水道整備計画等を追加）
S53.1	「水道整備基本構想作成要領」の策定（厚生省）
<b>S57.3</b>	<b>「水道整備基本構想」策定（熊本県）</b>
<b>H10.2</b>	<b>「熊本県水道整備基本構想」改訂（熊本県）</b>
H10.3	「環不知火海圏域広域水道整備計画」策定（熊本県）
H15.4	市町村合併（～H22）
H16.6	「水道ビジョン」策定（厚生労働省）
H17.10	「地域水道ビジョン作成の手引き」策定（厚生労働省）
H20.7	「水道ビジョン」改訂（厚生労働省）
H20.7	「水道整備基本構想の作成要領」見直し（厚生労働省）
H25.3	「新水道ビジョン」策定（厚生労働省）

本ビジョンは、広域水道圏ごとの現状や水需給予測等を分析・評価し、県内市町村が策定した地域水道ビジョンなどと整合性を図りながら、今後の施策・方策や水道整備の方向性について明らかにするものです。

本ビジョンは、各市町村の新たな地域水道ビジョンや水道整備計画の策定の道標となることを期待して策定しています。

## 2.対象地域

---

本ビジョンの対象地域は、「県内全域」とします。

## 3.計画策定期間

---

水道施設の整備は長期的な計画に基づき実施されます。

そのため本ビジョンにおいても、20～30年後の将来を見据えた上で、本県の向かうべき方向性を示し、計画を策定するものとします。ただし、本ビジョンで策定する重点的な実現化方策については、10年後となる「平成35年度」までに実現することを目指すものとします。